

平成21年度公開講演

地域福祉における社会福祉教育の課題—社会福祉専門職の地位向上を求めて

Issues on social work education in community development—Seeking status improvement of social work professions—

日本社会事業大学前学長 大橋 謙策

今日、私に頂きましたテーマは「地域福祉における社会福祉教育の課題」です。地域福祉自体も大きな問題ですし、社会福祉教育自体も大きな問題ですが、今日は、関西福祉大学の3年生を主に対象として話をすることですので、今後の社会福祉教育が何を考えているのか、学生の皆さんには何を身に付けて欲しいのか、そんなことを中心に話をしてみたいと思います。

お手元のレジュメにありますように、4つの柱で話をさせていただきたいと考えて参りました。1つは『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉』が出された意味と概要です。これはある意味では戦後日本の社会福祉の制度設計の誤り、誤謬を指摘する、そういう側面を持っております。もう3年生の皆さんはかなり社会福祉に関するイメージをインプットされているかと思いますが、実は、それを改めて概念碎きして、見直して欲しい、そんな思いで1は書いております。

2番目は、今年（2009年4月）から「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正に伴う新しいカリキュラムが始まっているわけですので、その改定のプロセスに関わった者として、どういうことを考えたかを皆さんに伝えたいということです。ひと言で言えば制度理解では無くてもソーシャルワーク機能というものをきちんと理解し、そのソーシャルワーク機能を具現化できる技術、価値というものを修得しないと、ダメですよということがポイントです。

3番目には、そのソーシャルワークの中で、これからの時代は地域福祉の時代です。今日社会福祉の中で地域福祉はメインストリームです。従来の社会福祉はどちらかと言えば児童福祉、障害福祉、老人福祉という属性

分野ごとの縦割りでやってまいりましたけれども、地域で自立生活を支援するというを目的とする社会福祉を考えますと、その縦割りの属性分野ごとの制度論に基づく理解はもうダメで、その新しいメインストリームになりました地域福祉を展開していくためにはコミュニティソーシャルワークという考え方、あるいはその実践をしなくてはなりません。

4番目には、それらのことを大学の中だけで学んでも意味無いわけですので、実際に社会福祉は実践科学であり、臨床科学ですからその実践科学・臨床科学に大きな影響を与えるのは、市町村の社会福祉制度がどうなっているのかということが大変大きなポイントになります。その市町村の社会福祉制度を豊かにしていくための試みが地域福祉計画ということです。従来ややもすると障害者や高齢者のための福祉のまちづくりというふうに言ってまいりましたけれども、そうではなくて地域福祉計画を作る過程を通して福祉でまちづくりということが可能だということも視野に入れて考えて欲しいと、そんなことから今日お話をさせていただきたいと思っております。時間が1時間20分程しかありませんので、どれだけ語られるか分かりませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

新たな支え合いの構築に求められる新しい社会哲学・社会システム

先ず最初に、この『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉』（2008年3月31日）という報告書は、これを解説するだけでも大変な時間が必要ですが、今日は解説と言うよりも、なぜこれが出されたのか、その出された背景は何かということを中心に考えてみたい。この報告書は昨年（2008年）の3月31日に厚生労働省の研究会から出されたものでありまして、その座長を私が仰せつかりました。研究会が立ち上がる時には、既にもう、全国各地の

地域福祉の実践等についてはヒアリングを終えておりまして、研究会それ自体は全国の実践あるいは仕組み、そういうものを整理する研究会だったわけです。私自身の30数年に亘る地域福祉実践の中で考えてきたもの、あるいは作り上げたものかなりの部分はこの研究会の報告書に取り込んでいただきました。私が座長としてこの研究会の報告書をまとめる時のその背景、あるいは考え方を中心に話を進めたいと思います。

実は、その考え方は戦後に作られました日本の社会福祉制度設計の思想に大きな誤謬があったのではないかと問題です。日本の社会福祉は、労働経済学に基づく金銭的給付を中心とした制度設計を引き継いでいるわけです。これは憲法89条の規定、宗教と公の支配に属さない慈善、教育、博愛に公金を出資してはならないというあの89条の規定、あるいはGHQの様々な指示などもあって、日本の社会福祉は非常に労働経済学的な視点での思想、考え方に囚われてきたというように思っております。ある意味で大河内一男先生が昭和13年に出版された「我国に於ける社会事業の現代及び将来—社会事業と社会政策の関係を中心として」と題する論文などを下敷きとした捉え方にかなり拘束されてしまっているというか、思想の籠をはめられてしまったと言っても過言ではないと思います。

それ自体もっと丁寧に説明しないと分かりづらいかと思いますが、実は私の大学の名前は日本社会事業大学、福祉を使っていないわけです。関西福祉大学は福祉という言葉を使っております。私の大学は実は社会事業という言葉は今でも使っているわけです。学校教育自体は昭和21年から始まりましたが、そもそも淵源は昭和3年に始まります。大正14年に勅令によって社会事業主事制度と言うものが作られます。この社会事業主事というその専門職をどういうふうに養成して全国各地に配属させるかということがうちの大学のそもそも始まりでした。当時東京帝国大学だとか京都帝国大学とかそういう旧制の帝国大学の卒業生たちを1年間受け入れて、社会事業に関する養成をし、実習をし、その当時は1年間の内の半分は実習です。そういう養成を1年間経て、全国に255名の社会事業主事と650名の社会事業主事補という人が養成されて全国に散らばって仕事をしたり、それが私の大学のそもそも始まりです。実はその社会事業主事、あるいは社会事業研究生制度というところに込められた思想、思いが実はあるわけです。

様々な生活困窮者を救う制度、社会の制度として、

それをどういうふうな名称で呼んできたかといいますと、1908年に明治41年に中央慈善協会が作られますが、その当時は慈善という言葉を使っておりました。そしてその後は内務省を中心に救済事業という言葉を使います。そして大正の7.8年社会事業という言葉が使われるわけです。隣の岡山県の県知事だった笠井信一知事が済世顧問制度を1917年に始めるわけです。そして翌年の1918年に大阪で林市蔵並びに小河滋次郎という人たちが方面委員制度、今でいう民生委員制度の前身を作るわけです。その1917年頃から社会事業という言葉が使われます。これはほぼ昭和の15年ぐらまで使われるわけです。昭和15年以降は厚生事業という言葉になります。戦後、それが社会福祉事業、2000年の法律改正前までは社会福祉事業法という言葉を使っていたわけです。その社会福祉事業法ということに絡んで社会福祉ってことばが一般的に使われるわけです。そうみれば社会事業という言葉は大正7、8年から昭和15年ぐらまでの歴史的な使われ方をしておりますけれども、私はこの社会事業こそが最も日本において重要な思想なのではないかというふうに考えているわけであります。

戦後の社会福祉は残念ながら戦前の社会事業の思想を十分継承できませんでした。そこに大きな誤りがあったわけです。ですから多くの先生方がテキストを使って、戦後から学生に教えますけれども、私に言わせればそれだけでは十分ではないと考えておるわけです。戦前の社会事業の思想は何かと言いますと、海野幸徳だとか小河滋次郎だとか高田慎吾だとかそういう人たちの思想に代表されますけれども積極的社会事業と消極的社会事業という言葉があります。消極的社会事業というのは物質的な援助を行うわけでありまして、金銭給付だとか、現物給付が消極的社会事業です。積極的社会事業と言うのは何かと言いますと、これも2つありまして1つは生活困難者、生活困窮者と呼ばれる人たちはある意味で人生に打ちひしがれ、生きる意欲を失い、希望を失い、自分の要求を自覚し、要求を叫ぶ事さえできない状況に陥っている、そういう福祉サービスを必要とする人に寄り添い、その人の生きる意欲を引き出し、生きる希望を見だし、人生に再チャレンジできるように主体性を確立することが社会事業の積極的側面である。そしてこれこそが社会事業の最も重要な根幹を成すものだと、こう考えます。

先程述べた方面委員制度を作った小河滋次郎は救済の精神、その人の生活、それを救うという救済の精神は、その人の精神を救うことだと、その人が主体的に頑張っ

てみよう、生きてみたいと、そういうふうに見えるように援助しなければ何ら意味はないとまで言いきっているわけです。救済の精神は精神の救済です。物質的な援助は行政が責任もってやりなさい。しかし精神的な主体性の問題というのは行政が関与すべき問題ではない。地域の住民が友人として方面委員としてその主体性確保に関与していくべきだと、こう考えたわけです。それで小河滋次郎は方面委員制度を作るということになります。いずれにせよ小河滋次郎にしてもあるいは高田慎吾にしても海野幸徳にしてもその積極的社会事業における側面というのを非常に重視したわけです。

積極的社会事業のもう一つの側面は何かと言いますと、いくらソーシャルワーカーと福祉サービスの必要な人が頑張って主体性を確立し、生きる意欲を持ち、生きる希望を見いだしてもそれを押しつぶすほど社会に差別・偏見があるかもしれない。あるいはとても個人の努力では実現できないような社会の仕組み、社会の制度に不備があるかもしれない。だとすれば、社会事業家は、ソーシャルワーカーがその生活問題を抱える人と一緒になって地域の差別偏見を無くし、社会の不備を是正していく、社会改良、地域改善に取り組むべきであると、こう考えたわけです。これが社会事業の積極的側面の2つめです。

この積極的社会事業と消極的社会事業というのは何も日本だけではなく、アリス・ザロモンというドイツの研究者・実践家も同じ事を言っているわけです。ドイツに1908年、明治41年にベルリン女子社会事業学校というのが作られます。その創設者はアリス・ザロモンです。ベルリン女子社会事業学校はその後創設者の名前をとってアリス・ザロモン大学となっていますが、そのアリス・ザロモン大学と私の大学とは姉妹校を結んでおりまして、昨年(2008年10月)100周年記念が行われました。残念ながら私は行けませんが、壮大な長文のメッセージを出しました。改めて積極的社会事業と消極的社会事業という、その社会事業の思想を述べたアリス・ザロモンに敬意を表すると共に、今こそそれが必要なのではないかと、何かいつの間にか社会福祉という物質的な援助をすればいいんだというふうに思っているかもしれないけども、実は最も大事なものはその福祉サービスを必要とする人の人間性を尊重し、人格を尊重し、その人の主体性を確立することに我々に関わることだと、そういうことを述べたわけです。このように積極的社会事業

と消極的社会事業というものを含めて大正の半ばから昭和の15年ぐらいまで社会事業という言葉が使われました。大河内一男さんあるいは東洋大学の総長された堀秀彦さんも実は社会事業における精神性と物質性についての論文、本を出しているわけです。

ところが第2次世界大戦に敗れ非常に日本全体が悲惨な状況に陥り、そのまま放置しておきますと当然国民の不満は政府に向かいます。当時冷戦体制下ですから、社会主義が跋扈しているわけで、そういう状況の中で生活困窮状態を放置しておくわけにいかない。GHQは生活困窮者に対する緊急援護という指示を矢継ぎ早に出すわけです。そういう流れの中で積極的社会事業を当時の厚生省が実施をする余地は全くというほどありませんでした。ではその積極的社会事業はどこに行ったか、実は戦前から大正末年、昭和の初期から積極的社会事業を巡っては当時の内務省と文部省との間に権限論争がずっと続いておりました。そういう歴史的な背景もあって戦後厚生省が生活困窮者に対する物質的な支援に日々追われている時に文部省がGHQの指示もありまして積極的社会事業の部分をとっていくわけです。昭和21年7月に文部事務次官通牒が出て、公民館の建設についてと題する通牒が出ます。公民館を拠点にして地域づくりを進めると、公民館は住民の直接選挙で選ばれた委員によって運営されると、公民館の中では産業経済部、社会事業部、文化部、衛生部、運動部などを作って、文字通り地域づくりの拠点の施設になるべきだということを謳うわけです。ところが公民館は昭和24年の社会教育法という法律の中で変容してまいります。戦後初期は公民館で生活保護業務もやっていたわけです。

今皆さんは、縦割り行政で、多分教えている先生も教育とは全く無関係と思っているかも知れませんが、教育と福祉の関係は表裏の関係でありまして、とりわけ社会教育と地域福祉の関係は全くと言っていいほど表裏の関係だったと考えられます。今でこそ省庁が違って別々だと、それを学ぶ研究者も教える先生も皆、別のものと捉えておりますけど、歴史的経過からいけば非常にそれは連動性のあるものだったわけです。その昭和24年に社会教育法ができて、変質していく中で、実は社会福祉関係者は、少し世情が落ち着いて参りましたから、もう一度市町村社会福祉協議会で積極的社会事業ができないかということを考えるわけです。全国社会福祉協議会の常務理事をされた、牧賢一が『社会福祉協議会読本』という本の中でなぜ我々は社会福祉協議会を作るか、そ

これは公民館が本来我々が願っていた積極的社会事業等をやらないではないか、やれてないじゃないか、だから我々はほんとに皆が住みやすい社会を作るために社会福祉協議会をもう一度作るんだということを述べているわけです。このような歴史を今の学生の皆さんに教えてあげられないことが本当に残念ですが、そのような経緯を経て戦後の社会福祉というのは戦前の社会事業でいけば消極的社会事業の側面だけが非常に強く出ているわけです。

結果的に戦後の社会福祉の自立論は経済的自立論です。そして経済的に収入を多くするための身体的自立論、残念ながらそこには憲法13条という幸福追求権に基づいた全ての人の自己実現という発想はほとんど考えられませんでした。1970年に心身障害者対策基本法という法律が作られましたけれども、その第25条で障害を有する人が文化・スポーツ・レクリエーションをやるように環境醸成をしろと書いてあります。それだけじゃなくてそのあとに障害を有する人が文化・スポーツ・レクリエーションをやるように、やりたくなるように意欲を喚起しろという、今で言うならば、エンパワメントアプローチを述べているわけです。ところが、障害者福祉論のテキストを読んでみて、1970年の心身障害者対策基本法、これは1993年の障害者基本法に切り替わりますけれども、その70年に作られた最初の法律の中で言われている、障害を有する人が文化・スポーツ・レクリエーションをやりたくなるように意欲を喚起しろ、まさに主体性確立ということを言っているにもかかわらず、それに触れている障害者福祉論は私の勉強不足かもしれませんが全くと言っていいほどありません。どうしてなのでしょう。それは経済的自立論に全部引きつけられた、そこから始まっているわけです。そしてそれは戦前マルクス主義というものが全部批判されて禁止されていた、その反動なのかもしれませんが全てマルクス経済学から出発してしまっている、賃労働と資本というところに全て行っていたとそういう問題点があります。これらのことから、もう一度我々は社会福祉の考え方というものを捉え直さないといけないところにきているわけです。

もう一つ大事な事は、皆さんは習ったと思いますが、朝日茂さんという人間裁判と呼ばれる裁判を起こした人がいます。生活保護法に基づくところの日用品費を巡っての裁判でありまして、その当時の生活保護による日用品費の基準あるいは収入認定のあり方というものを巡って憲法25条違反ではないかという朝日訴訟というものがありました。私は、皆さんと同じ学生時代にこの朝日

訴訟というものにずっと関わってまいりました。人間が生存していく上でその生存を保障する憲法25条の重要性というのは重々分かっております。しかし、学生時代において朝日訴訟を守る会の事務局長をやりながら私はどうも違和感を覚えました。25条だけでいいのだろうか。健康で文化的な最低生活の保証、それが我々の考える社会福祉なのか。憲法13条の何人も幸福を追求する権利を有するという、あの幸福追求権、そして何人もそれを侵してはならないという13条規定は一体どうなったのか。私は学生の分際にも拘らず当時の弁護士さんや社会保障法制の先生方に「なぜ憲法13条から説き起こさないのですか」という質問を随分させていただきました。憲法13条は実定法ではないというふうなことをさんざん教わりましたが私は得心がいきませんでした。どう見ても変なのです。それはある意味では労働経済学的な視点の立場に立った生存が脅かされている状況に対する公的扶助の制度としての25条の持つ意味というのは十分に分かりますが、たぶん今日来て下さっている3年生もそうでしょうけれども、福祉を学びたいというのは自分も含めて、この世に生きとし生きる者が全て幸せになれるようなことに自分は関わっていきたい。そういう社会を望みたい。憲法の前文で言っているように、「全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ」、全ての国民が安心して過ごせる社会を日本は作りたいというふうに謳ったはずだと。そのことに自分は参加をし、自分のささやかだけど小さな力で貢献できればと当時私は思いました。たぶん関西福祉大学の皆さんもそうじゃないでしょうか。しかし教わった中身は憲法25条だけです。どうしても私は学生ですけども得心がいきませんでした。第13条にずっとこだわってもう40数年過ぎてしまいました。

最近ようやく思うのは、なぜフランスの近代市民社会において自由・平等・博愛という考え方が出てきたかということ。我々はフランスの博愛ということにもっと着目し、考えていかなければならないのではないかと、ということです。教科書で皆さんは自由と平等について習う、そして現在、もう自由と平等を謳歌しているかと思いますが、博愛ということを考えることができるでしょうか。残念ながら日本の教科書は博愛ということをほとんど教えてきていないわけです。封建的な身分差別の社会にあっては、生まれながらにして信教は規定され、身分は規定され、職業選択の自由も無く、職業が規定され、住む所も全て決められている。そういう不自由な状

況を何とかしたい。皆さんが歴史の中で習ったスティグマという言葉は、あれは自分が住んでいる地域を離れて、いわば流浪の旅に出た人に対してスティグマを押すという、そういうことです。牛や馬にどこの所有者かということを示すような烙印を押す、それを歴史的にはひどいことに人間の額に烙印を押す。本来その地域に住んでなくちゃいけないし、その地域で与えられた仕事をやらなくちゃいけないのにそれを逃れて流浪する、そういう移民を示す烙印がスティグマでもあったわけです。ほんとに住む所の自由もなし、職業選択の自由無し、信教の自由もない。その身分的な差別に反発をし、この世に生きとし生きる者は全て自由であり幸福を追求する権利があり、お互いが対等の立場でどういう社会を作るかということに契約したい、これがフランスの市民社会の理念であったわけです。

ところがちょっと考えてください。この世に生きとし生きる者全てが幸福を追求する権利を有する。何人もそれを侵してはならない。ところが生まれながらにして障害を持って生まれてきた人がいます。障害ゆえに働けない、障害がゆえに意思表示ができない、障害がゆえに社会契約できない。皆さんその人の幸福追求権を抹殺しますか、認めますか認めませんか。私のレベル以上の人の幸福追求権は認めるけど、私のレベル以下の人の幸福追求権は認められないなんていうような事を考えますか。全ての人の自由と平等、天賦人権説、社会契約説というものを認めない限り封建的な身分差別をひっくり返すことはできなかった。ひっくり返してみたら生まれながらにして生活できない人がいる。どうしましょう、それが博愛なわけです。フランス人権宣言は公の救済は社会の神聖な責務、個人個人としても社会としてもこの世に生きとし生きる者はすべて自分の自由と平等が欲しければ博愛を営まないとはいけない。自分自らが幸福を追求できない人に代わって、その人を援助する、支援する、そういう営みを社会哲学として持ったわけです。

皆さんがミレーの「落ち穂拾い」というのを観るかと思いますが、あの落ち穂というのは実は一人親家庭の人しか落ち穂を拾っちゃあいけない。社会の仕組みなのです。ミレーのあの絵の素晴らしさだけを感動しているかも知れませんが、その背景には落ち穂を拾っている、落ち穂を拾うことによって生活費にあてる。ある意味では農民は意識して落ち穂を落とすことによって博愛をしているわけであります。日本のアイヌの慣習の中にも鮭とか何かを取って参ります。自分が取ってきたものだから

ら全部自分のものかと、そういうことは許されませんでした。自分の取ってきたものの約10分の1は狩に行かれない人の為に村の長に納めて分配をしてもらっているわけです。年を老いて狩に行かれない、夫が死んで乳飲み子を抱えている若き一人親家庭がある。身体に障害を持っていて狩に行かれない。その人たちを弱肉強食で、自分で行かれないんだから死んだって当たり前だとは思っていないわけです、その人たちのささやかな幸せを我々が分担して担っていく。それが博愛なのです。

学校の教科書で自由と平等を教えながら、残念ながら博愛というものを教えてきませんでした。とんでもない間違いです。我々の労働の一部を収入の一部を自分の時間の一部を社会のために使うという思想、人間はそんな思想を生まれながらにして身につけるといのはなかなか難しい。エゴイスティックですから自分のものは自分の物、人の物は自分の物にしたいという思いがある。そういう状況の中で博愛の精神を身につけるためには常に学習が必要だと。フランスは子どもの教育以上に大人の教育を公のお金で、公教育としてやる、その最たる人物がコンドルセです。コンドルセの教育計画案は、まさに大人の教育こそが大事だと、子どもがそういう考えを身に付けて大きくなるまでに時間がかかる、今現にいて社会を成り立たせてる大人たちの教育はどうなっているのだと、そこに博愛というものがきちんとして行かない限り近代市民社会の思想は具現化しない。こう考えるわけです。そういう歴史と思想を学んできませんでした。同じことに、皆さんは社会保障等で戦後日本の福祉国家体制は1950年の社会保障制度審議会の勧告から始まるというふうに教わってくるだろうと思います。その日本の戦後の社会保障制度設計の基盤になりました1950年の社会保障制度審議会の勧告の内容は、ほぼ1942年のイギリスのベヴァリッジがまとめた「社会保険および関連諸サービスについて」と題する報告書と内容は同じです。日本の社会保障、社会福祉関係者はイギリスを学びました。ところで、ベヴァリッジは3つのレポートを書いておられますが、その3番目のレポートは1948年に出ます。「ボランティアアクション」と呼ばれるレポートです。政府が国家が行政が社会保険制度を中軸として国家扶助、今で言う公的扶助などを中心に国民の生活を守るそういう仕組みを作ることは大事だと、しかしそれだけでは幸せな安心した社会は作れない、国民に向かってあなたは社会に対して何ができますかと、問うわけです。ジョン・F・ケネディが大統領の宣言の時に国家に何を

してもらおうかではなくて、あなたは国家に何ができますかと問い返しました。オバマ現大統領もまさに同じ趣旨の発言を大統領就任式にしているわけであります。行政に国家に何をしてもらおうか、ではなくて、あなたは国家に何ができますかと、社会貢献、博愛、ベヴァリッジは社会保険制度と国民のボランティア活動とが車の両輪になってなければ住みやすい社会はできない。5つの巨悪は解決できないというふうに考えたわけです。

しかし、戦後の社会保障、社会福祉ではボランタリーアクションはほとんど教えていません。テキストにも書いてありません。大変な問題だと思います。四国学院大学の岡田藤太郎先生は取り上げていました。古くは上智大学の籠山京先生が取り上げていますが、籠山京先生のボランタリーアクションの評価は非常にきついものでした。どこか日本は戦後の社会保障、社会福祉の制度設計の思想を間違えた。3年生だったらイギリスにおける平行棒理論だとか梯子繰り出し論だとかは習ってきたと思いますが、もっと言いますと、1601年のエリザベス救貧法の学び方も間違えているわけです。世界最初の救貧制度はイギリスのエリザベス救貧法だと、16世紀にいろいろ作られたものが集大成される。一説には1597年説もありますし、一方では1601年説もあります。日本では1601年説をとっております。実は同じ1601年にエリザベス1世の時代にStatute of Charitable Usesと呼ばれる法律があることを関係者は全く勉強しておりませんでした。これは直訳すれば慈善信託法という意味です。私の言葉でいけば、市民公益活動促進法というように意識した方が分かりやすいと言っておりますけども、Statute of Charitable Usesという法律があることすら残念ながら社会福祉研究者は学んでいない。あの絶対王政のエリザベス1世の時代に国民が、教育・博愛・囚人保護、宗教活動、土木事業にお金を寄付する時にはエリザベス一世でも税金をかけてはいけないという法律です。

今、政府税調を巡って税金をどうするかと、一番大きな問題です。社会を成り立たせるためには税金を集めなければ社会は成り立っていきません。税金というのは国が成り立つ基本です。そのエリザベス1世の課税権に対して真っ向から反対して宗教、教育、博愛、囚人保護、土木事業にお金を寄付する時には税金をかけちゃいけないというすごい法律があったわけです。それが今日イギリスのCharities Act (チャリティーズアクト、1960年制定、1982年大改正) という法律にずっと繋がっているわけです。400年以上の歴史の中で行政と住民のボラ

ンティア活動というものを常にイギリスは考えてきた。ところが日本は先程言いましたように憲法89条の関係もあって、正直なところ福祉イコール行政がやるべきだと思っています。

ついこの間、秋田県の大仙市という所へ参りました。そこの市民意識調査を見ますと、福祉、行政が全て責任を持ってやるべきだというのが一番多いのです。行政と住民が協働してやるべきだというのは少ないんです。10年前20年前の市民意識調査によりますと、市町村によっては50%を超える人たちが、福祉イコール行政がやるべきだと、考えています。どうしてそういうふう日本人は間違っちゃったんでしょうか。行政と住民が協働するというのがなぜできてないのか。ということです。戦後60年経って、今我々は地域福祉というものを考える時には行政だけでできないわけです。お金を寄付するだけでは問題解決できないわけです。入所施設や入院の場合だったらまだ行政がお金を出せば問題解決できたかもしれません。ところが地域で自立生活を支援するという考え方に1990年以降とりわけ2000年以降明確に法律上も規定し、その方向に向かっている。住民の協働が無ければ協力が無ければやって行かなくなっているわけです。しかも行政が金銭給付すれば問題解決できるという状態ではないわけです。

そこで先程の昨年(2008年)の3月に我々は新しい福祉、住民と行政の協働ということを改めてやりました。ただ国の報告書ですから学術的に延々と書いて、こうですなんてとても言えませんから、結論めいたものを分かりやすく書いています。結果的には行政だけではできない、縦割り行政の行政と行政の谷間の問題、そういう問題を考えないと地域での自立生活は成り立ちませんねという問題提起をさせて頂いたわけです。ですから3年生の皆さんは今まで一生懸命学び吸収したかと思いますが、改めて今述べたようなことを含めて考えていただければ、私は大変有り難いです。その中で大事なことは、戦前の社会事業が考えた積極的社会事業と消極的社会事業を、どういうふう到我々は具現化できるかであります。

地域におけるソーシャルサポートネットワークづくりの必要性

私は1990年まで日本では自立のソーシャルワークシステムがなかった、十分花開しなかったと述べていますし、書いています。90年以降、文字通りソーシャルワークというのは非常に重要になって参りました。皆さんは

入所施設というのは何種類ぐらいあるか分かりますか。

『国民の福祉の動向』だとか『厚生（労働）白書』の巻末に社会福祉施設の種類があります。一番多い時で厚生労働省の社会福祉施設等統計の分類を見ていると91ありました。ある意味ではサービス利用者を91種類に分類しちゃったわけです。一番分かりやすいのは入所型施設ですが、唯一、母子自立支援施設では家族で入ります。後は全部単身で利用している。その単身者を年齢、障害の種類、障害の程度ですっと分類していくわけです。

高度経済成長が始まるまでは、我々八百屋さんに行くときひねたキュウリだとか二本足の大根なんてよく見るとお目にかかりました。高度経済成長が進んでスーパーが増えてくる中で、ものの見事に果物も野菜も全部均一化されてL型・M型・S型になっています。あの高度経済成長を進めたのはベルトコンベア方式です。ベルトコンベアはそのベルトコンベアに張り付いている労働者は均一の労働力を持ってなければ上手くいきません。均一の労働力を要求します。丁度その頃、学校教育の分野で、偏差値で人間を全部切っています。我々はいつの間に人間を分類することを当たり前のように思ってしまったのじゃないでしょうか。残念ながら、福祉の分野も年齢で、障害の種類で、程度で分類してその同じような属性を持った人を集団で生活してもらうことが合理的だとかいうふうに考えたのではないのでしょうか。

現在、9万8千近くの社会福祉施設がありますけど、それらの施設が何でそういうように分かれたのか、今また富山県の惣万佳代子さんらを中心とした富山型デイサービス「このゆびとーまれ方式」では、お年寄りと障害を持った人と子どもたちが同じデイサービスを利用している。全然違和感無いです。私も訪ねて参りましたけれども、重症心身障害児で暦年齢が小学校3年生に該当する重症心身障害児もそこで寝ています。一方では認知症のおばあさんが大きい声を出しています。ちっちゃな子どもがおばあさんたちの杖を使ってチャンバラごっこをやっています。普通の部屋の中にお年寄りはいる、障害を持っている子どももいる、全然違和感がありません。それを老人福祉施設、障害福祉施設、なんでこんなに分類してっちゃったのでしょうか。ましてや障害者手帳を交付されている方の半数以上が高齢者という状況の中で障害・高齢・児童・一人親家庭という分類は何の意味があるのでしょうか。地域の生活を見て下さい。

一つの例を挙げますと、同居している同じ世帯の中におばあさんが認知症で要介護の状態、息子がうつ病、

孫が学校不登校、こんな例があるところは結構地域ではあるわけです。そういう時、皆さんは、私は老人福祉しかわかりません、私は障害福祉のソーシャルワーカーです、私は子どものソーシャルワーカーです。その家の人が尋ねた時に、子どものソーシャルワーカーを尋ねていって、私はスクールソーシャルワーカーで学校不登校の子どもに対応します。おばあさんから相談されたら、私は専門外で知りません。そんな社会福祉士でいいですか。これじゃあ社会的に通用しません。医師は国家資格としては、少なくとも医師なのです。その上で自分の好きな得意な診療科目を持っているわけです。専門医として、看護師さんだって全て一応対応できるわけです。何で社会福祉士だけは皆、縦割りなのですか、ということをこの機会に考えて欲しい。地域で暮らしている人は単身者ばかりじゃないのです。地域で家族と一緒に暮らしている場合があるわけです。

一方、施設と在宅を比較した時に、施設は24時間必ず職員がいるわけです。夜の配置は少なくなったというものの、職員がいるわけです。見守ってくれているわけです。万が一の場合対応してくれるわけです。地域の場合に、夜、万が一何かあった時にどこに相談にいったらいいでしょうか。救急車ですか、ちょっとした病気で救急車を呼び付けるといふふうに言われていますが、あれは裏を返すと救急車しか呼べない状況があるのです。社会福祉法人の職員や、社会福祉施設の職員や行政の福祉を担当する職員たちは、地域宿直者として当番で携帯電話を持っていたらどうですか。万が一の場合は、その携帯電話に電話がかかったらその職員は飛んで行って、相談の対応をするという宿直制度を作れば、あるいは救急車を呼ばなくてもすむかもしれない。そういう仕組みを実は社会福祉協議会の方でやっていただいております。当番の日は絶対飲みなさんなど、社会福祉協議会の共通の携帯電話を持って行く。夜中でも携帯電話鳴ったら飛び出して行く。そういうふうな仕組みを作りさえすれば安心できるかもしれない。つまり地域で暮らすということは、施設の感覚の延長では全く無い。

施設に入所している人、病院に入院している人は「明日は水曜日だけ資源ごみの日だったかしら、生ごみの日だったかしら」なんて考えないです。職員が皆やってくれる。在宅に暮らす人はごみをどうするかって大きい問題です。徳島県の上勝町は31ごみの分別です。自慢じゃありませんが私も31分別なんてできません。長野県茅野市は16分別です。私の知っている精神障害の人

はごみの分別ができなくて、ごみ袋に全部入れて、ある日ごみステーションに出しました。地域の人たちがごみステーションで話していました。そのごみステーションにごみを持って行った途端に分別されてないごみを見つけられて怒られます。「あんでしょ、毎日ごみ分別しないで出すのは」。怒られてとうとう精神障害の彼はパニックになった。我々が気が付いた時にはアパートの中はごみ袋だらけです。たかがごみかもしれませんが、されどごみでございまして、自立生活をするということは、ごみの分別ができなくちゃいけないわけです。

東京の豊島区で25万の人口の内、1万6千人の在住外国人87ヶ国いますが、一番大きな問題の一つはごみの問題です。ごみの分別があんまりうまくいなくて地域とトラブルになる。地域で生きるとはそういうことなんです。病院の看護師さん、入所施設のソーシャルワーカーさん、ほとんどごみの分別なんて思いが到らないかもしれないけど、地域で暮らすことを支援するという事はそういうことを考えなくちゃいけない。身体的なADL（日常動作能力）でその人の能力を計るというのは施設の中だけかもしれません。在宅では無理だと思います。じゃあIADL（日常生活手段能力）だけでも上手いきません。先ほど述べたおばあさんが認知症で要介護の状態だというその家族は実は隣近所も上手いっていません。隣近所と上手いかわなくて生きていかれるんでしょうか。我々はハウス（House, J.S.）のソーシャルサポートネットワークの4つの機能を持ち出すまでないかもしれませんが、人が生きていくというのは色んなサポートが無ければ生きていかれないわけです。

東京都では毎年2,100人の孤独死があります。全国では約3万2千人近くの自殺があります。自殺率が一番高いのは秋田県、秋田県の中でも市のレベルで最も自殺率が高いのが大仙市です。その大仙市に先程行ってきたと言いましたけれども、決して一人暮らしのお年寄りが自殺しているんじゃないんですね。三世代同居の家族の中のお年寄りが自殺をしているわけです。医学部の先生方が自殺の問題は医師の問題では無い、精神科の問題ではない、地域でのソーシャルサポートネットワークをどう作るかしか問題解決にはつながらないとさえ言っているわけです。薬を出せば問題解決できるとか、カウンセリングをやれば問題解決するか、そんなレベルではもうなくなっちゃっている。

典型的なのは、三世代同居世帯で年寄りが入った風呂は汚いと、その年寄りが入った風呂を流して洗って焚

きなおして若い者が入ると、家庭の中で居場所がない。評価されない、まさに家庭の中の窓際族です。こういう状況がある。そして産業構造は農業から完全に切り替わっていますから、地域の触れ合いが無くなっている。こういう問題をずっとヒアリングし、どうしたらいいものだろうかと話す中で出てくるのは、やっぱりソーシャルサポートネットワークを作っていくしかないよね。それは何か。一つは喜びも悲しみも共に味わってくれる仲間がいること。今日はとっても嬉しかったよね、一緒に祝杯をあげようか、今日は悲しいよね、昔の友だちが亡くなって、一緒に悲しんでくれる、そういう情緒的なサポートをする仲間がいることです。

2つ目には手段的支持。生活をしていくためにはいろんなちょっとしたお手伝いが必要です。そのことをお手伝いしてくれる人がいるかどうか、ということがあります。昨日の「鶴瓶の家族に乾杯」の中に出てきましたけれども、お寺の大きな時計のネジを巻くことができない。鶴瓶さんがネジ巻いていましたけど、時計が止まって高いところの時計のネジを巻けない、電球を換えることもできない、そういうことは沢山あるわけです。ちょっとした物を直すことができない。2時間にバスが1本しかない。バス停まで歩いて40分かかる所に一人暮らししている。どうやって生活したらいい。

私はソーシャルワークを学ぶということは2つの“そうぞう性”が無いとだめだと思う。一つは、その人の心理や生活はどうなっているかということについて、イマジネーションを豊かに持てる人じゃないとだめです。制度なんていくら丸暗記したって良いソーシャルワーカーになりません。

もう一つは、その人の人生をどういうふうと一緒にやって作り直すか、設計することです。クリエイションです。イマジネーション（想像性）とクリエイション（創造性）と2つの“そうぞう性”を豊かに持たない限りソーシャルワーカーは務まらない。

わずか2時間に1本でバス停まで40分かかる、しかも棚田のあるようなすごい山坂もある所でどうやって暮らしているのかということのイメージが湧きますか、皆さんはこの地域に住んでいるから分かるかもしれませんが、もっとそういうイマジネーションを豊かに持って欲しい。教室の座学じゃなくて、地域に出張って地域の暮らしってのは何だと思いついて欲しい。そこでは多様な手段が求められているわけです。手段的な援助が必要なのです。

3つ目のサポートは人間として認めて評価してあげると。「あなたがいると楽しくなるよね。いつも場が楽しいのはあなたがいるからよね」「あなたのちょっとした料理はおいしいよね」「あなたの活ける花ってのはとっても風情があっていいよね」。そういう一人の人間として認めてくれる。

4つ目は情動的サポート。福祉サービスを取得している人というのはインターネットなんてほとんどやっています。新聞もとっていないかもしれない。どうやって情報得るのでしょうか。しかも細かい字の広報って、読む意欲さえ失せているかもしれない。そういう状況の中で、「あなた今度制度が変わったけど知っている？」「こういう制度活用したら？」。口コミで教えてくれる情動的サポートが非常に重要なわけです。

これらの情動的サポート、手段のサポート、評価的サポート、情動的サポート、こういうものが地域の中に豊かに無い限り生きていられないのです。

「あんた今日もまだ生きていたの」と言われたら生きる術がないでしょ。学生の皆さんもそうでしょ。「あんたまだ学びに来ていたの」と。言われたら来る気がなくなるでしょ。「あなたがいるからゼミはいつも楽しいよね」「あなたがいるからサークルは楽しいよね」「あなたの見方っていうのはとっても新鮮だよ」。こういうふうに評価してくれる、そういう言わば人間性の尊重とか個人の尊厳とか言葉で言うのじゃなくて、その持つ意味は何なのかということをも自分なりに消化をし、使えるようにならなければソーシャルワークとしては上手くないと思います。実はこういう地域のソーシャルサポートネットワークが非常に弱くなっちゃっているわけです。

日本における地域の生活課題と地域自立生活支援

日本は、いわゆる地域の支え合いがあると思っっているかもしれませんが、日本の地域は稲作農耕文化で作られた地域で非常に共同性と定着性を求めた地域なんです。今日はもう時間の関係でそこを丁寧に言えませんが、田んぼですから田んぼは移動できません。どうしても土着性が強い、農業用水を確保する、棚田の水を確保するためには、人力で工業土木事業をやらない限りできないわけです。そこでは非常に共同性が強くなるわけです。結果的に共同性と土着性の強い日本の社会構造の中で作り出された文化は、長いものに巻かれろ、出る釘は打たれる、内と外、外に対しては非常に厳しい、仲間のうち一人ひとりの人格なんていうものはよく見ない、「仲

間だからいいでしょ、水くさいわね、いちいち言わなくちゃ分かんないの」。そう言ってごまかそうとする。「仲間だから分かってくれるでしょ」という甘えとでごまかしがある。こういう文化です。子ども育てる時も「あなた何したいの、どうしてそう思ったの」とは聞いてくれないわけです。「うるさいわね、先生の言うこと聞いてりゃいいの」と「親の言うことを聞いてればいいの」と枠にはめる子育てをするわけです。そういう教育を進める。

ところが今や、国際化の時代で枠が外れ始めているわけです。日本人は皆そこで不安になっているわけです。ましてや政権交代で枠が外れたわけです。どういう新しい枠組み、システムを作っていくか、今、壮大な民主主義の実験をやっている最中です。社会契約は一人ひとり、「私はこうしたい、あなたはどう思うの」。そこから始まるしかないじゃないですか。

我々は岩手県の大牟羅 良さんが書いたように、ものを言わぬ農民だ、ものを言えば唇さむしだ、だから上意下達、上の者が言ったものにただ従ってればいいという話になっちゃう。自分の意見を持たない、ノーと言えない日本人、実はこういうものを作り上げた歴史があるわけです。我々、聖徳太子の和を以って貴しとなすという、17条憲法の第1条だけをよく教わりますが、もっと大事なものは17条憲法の第10条です。怒るな、怒るな、違う（たがう）を怒るな、一人一人違うよ、その違いを怒るなよと、その上で和を以って貴し、となる。何も言わないで和だけを尊重しろなんてこと一言も言ってないわけです。怒るな、怒るな、違うを怒るな。仏教と、古来の信教との対立、渡来人と古来の人の対立、色んな対立がある中で、その対立を怒るのじゃないよと、そのことを認めながら、どういうふうに和を以って貴しとなすか、こういうことが700年ごろからあったにも関わらず、我々は違いを恐れちゃう。そうじゃないでしょ、違ったっていいですよ、怒る必要ないんですよ、その上で連帯をする、和をつくるということを持っていい。ある意味で社会契約につながると思います。

そういう状況で考えてみますと、地域というのは悪くすると排除の論理であります。外からの人間を排除する、外の人間だから、約200万人を超える在住外国籍の人たちを日本人は排除しています。グループを作って、我々は仲間やけん友だちよね、そんな話をするとあなたは違うわよって排除する、いじめの構造があるわけです。いじめの構造は、私はもっと深刻だというふうに思いま

す。「いじめちゃいけないよ」なんてことを100万遍言ったって問題解決ありません。我々自身の生き方・考え方を、そういうことを含めて問い直す、すごくいいチャンスです。しかし、何千年も続いたDNAは簡単には変わらないわけです。そういう地域で一人ひとりの自立生活を支援するということを考えなくちゃいけません。だからこそソーシャルワークということが大事なのです。戦前の社会事業が大事なのです。制度を教えるのじゃなく、制度に人をあてはめるんじゃないんです。

新しい社会福祉士教育の考え方とソーシャルワークを展開できるシステムづくり

従来の社会福祉の国家試験の13科目というのは制度だけを教えたわけです。今回のカリキュラム改革はソーシャルワークということです。これは2000年のカリキュラム改革の時も実は大体意思統一をされていたのですが、残念ながら時期尚早ということで見送りました。その時の論理は制度論ばかり教えている大学教員は失業しちゃうかもしれない、ソーシャルワークを教えられなくてということに冗談めいて委員会の中でかなり論議しました。制度を教えることが社会福祉だと思っている。とんでもない間違いした。岡村重夫先生、同志社大学の名誉教授の嶋田啓一郎先生、この先生方はまさに戦前の社会事業の思想そのものなのです。社会の仕組みに不備があればそれを改善していかなくちゃいけないということもやるよ。しかしその同じ社会環境の中で生活している人の中で多様な人間がいる。その社会環境をもっと鋭く矛盾的に抱えこむその主体性をきちんと支援してあげない限り、そしてその主体性と環境との関わりを対応してあげないと、問題解決にならない。「制度が悪い」ということ100万遍言ったって問題解決ならない。そういう話は一杯あるわけです。

派遣村の雇用問題における制度の不十分さって一杯ありますよ。だけどその中で、ある人が自分の生活技術能力を駆使して人生設計をやっているかもしれません。ある人は同じ枠の中でお金が入った時にはどんちゃん騒ぎをしているかもしれない。どんちゃん騒ぎをしたからいけないという気はさらさら無い。ただ制度だけが悪い。制度を変えれば改善できるか、そんな風にはなりません。制度の不備を改善すると同時に、その制度を活用して、その本人がどういうふうに主体的に生きるのかということをきちんと図らない限り今日の問題は解決できないわけです。それもソーシャルワークです。生活する生活者

の主体をつくっていく。生活者は一人で生きていけない、社会環境の中で社会関係の中で生きる。その関係性に着目して、関係性を調整し、そして社会の制度の不備があればそれを改善していく。

アメリカソーシャルワーカー協会のソーシャルワークプラクティスの定義は様々な問題を抱える人につながり、その人が利用できる制度がどういうものがあるかということにつながり、人と制度がどうつながっているかということにつながり、そして制度に不備があれば新しいサービスを開発していくと、これを総合的にやるのがソーシャルワークだと言っているわけです。地域に問題がある人を発見し、その人の信頼が得られるようにつながり、そしてその人の問題を解決するためにはどういう資源があるかということをよく知っていて勉強してどれが活用できるかということ学び、適応してみる。適応してみただけで上手くいかない。それは制度に不備があるのか、あるいは違うサービスを開発したらいいのか、そういうことを総合的にやっていくことが実はソーシャルワークなのです。生活問題を抱えている人から相談を受けたとき、行政の職員は、自分たちの持っている制度に当てはめてみて、「ああ、あなたの問題は制度がありません」というと、生活する人は困っちゃいます。制度がうまくなかったらどうしようか、とりあえずボランティアを組織してつなげれば問題解決なるのか、新しい制度を作るように働きかけることによって制度がつくれるのか、そういうことを考えていくのがソーシャルワークではないか。そのことを非常に丁寧に問題提起してくれたのが岡村重夫先生であり、嶋田啓一郎先生だと私は思っています。そういうソーシャルワークを我々は学ばないといけない。

そこで、3年生ですから社会福祉士養成カリキュラムの旧課程ですけど、皆様方のお手元の資料にありますように、右側が従来のパターンです。しかし、今年からは左側になりました。左側の方の上から2つ目の領域、「総合的かつ包括的な相談援助の理論と方法に関する知識と技術」、その下、「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」が新しいカリキュラムのコアです。初めて「福祉サービスの開発」なんて言葉が出てきているわけです。あるいは行政の仕組みとはどうなっているか。この2つのコアを基にして実際に援助するとなると、いろんな資源を知ってなくちゃいけない。従来だったら高齢者福祉とか障害者という言葉を使っておりましたがそれやめましょう、「高齢者に対する支援と介護保険制

度」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」「保健医療サービス」「就労支援サービス」「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」に変わりました。例えば、厚生労働省の老人福祉法及び介護保険法に基づいたサービスだけで高齢者援護はできないわけです。国土交通省所管の高齢者の居住の安全確保に関する法律に基づいて、高齢者の住宅保障をどうするかということをやらなければ、実はソーシャルワークはできないわけなのです。それを社会福祉だからイコール厚生労働省のしかも社会・援護局のなんていうようなそんな縦割り行政ではないのですよ。

そう考えていくと地域で暮らすためには、住宅も問題だし、保健・医療・福祉の問題もある。カテーテルをつけて家庭に帰ってくる、あるいは胃瘻の手術をして家庭に帰ってくる人、何らかの医療的な管理が必要な人が沢山今増えているわけです。医療的な管理のことにに関して社会福祉士や介護福祉士や精神保健福祉士は全く無知でいいというわけにはいかない、ということです。ここでは保健医療サービスというものが要りました。かつて私どもが社会福祉を学んでいる時には、法務省関係の更生保護、少年法なんて学ぶのは当たり前だったのに、いつの間にかそういうのは教えなくなりました。13科目だけ教えれば社会福祉だと思っている。とんでもない間違いをしでかしているわけです。

今回、「更生保護制度」が指定科目に入りました。刑務所の中のことを山本譲司さんという人がポプラ社から『獄窓記』って本を書いています。自分が国会議員だった時に、秘書の給料を流用して逮捕されて刑務所に入った。刑務所に入ってみたら知的障害の人が一杯いる。その人たちの援助を全くできていない。山本譲司さんはその人たちのケアを刑務所の中でしたわけです。そしてその本を書きました。我々は頑健な人だけが刑務所に入っていると思っているかもしれませんがとんでもないわけです。レッサーパンダ事件もそうです。宇都宮誤認事件もそうです。知的障害の人が自分の気持ちを自分がやった事を客観的に伝えられないで刑務所に入った人が結構いるわけです。一種の冤罪があります。あるいは年をとった人は行く所がない。一番安心なのは刑務所だと。手すり付きの刑務所。そういうものを作らざるを得ない状況があるわけです。

もう半年ぐらい前になりましたか、渋谷で起きた事件は、80歳だと思えますけれども、おばあさんが果物ナイフで通りすがりの女性を傷つけました。彼女は刑

務所から出て来て、3ヶ月間更生保護施設に居て出されます。行くところがありません。何をやるか、もう一度刑務所に入れば3食食べられる。それには人を傷つけることだ、果物ナイフを持って通りがかりの人を傷つける。何とも悲しい事件が実はあるわけです。こういう更生保護に関してソーシャルワーカーはやることが一杯あるにも拘らず、いつの間にか厚生労働省の縦割り行政の中の業務だけが社会福祉士の仕事だと思って誤ってしまう。そのためには制度から入るのではなくて、ソーシャルワークとは何かということをきちんと学んで、それはケースワークではない、グループワークでもない、コミュニティワーク、あるいはコミュニティ・オーガニゼーションでもない、その統合化したものがソーシャルワークだということを、きちんと考えて欲しい。そのソーシャルワークを展開しようとした時に、当然その人の援助をするために必要な支援を知ってなくちゃいけない。支援を知っていれば全てじゃなくて支援を知っているなんて最低のことだということもきちんと考えていただきたいなあということです。そういう意味で、今度の改革はソーシャルワークということを中心に置いたわけです。

保健医療サービスに代表されるように、地域で暮らすということになりますと、実は保健・医療・福祉の連携が大変重要であります。そういう意味では関西福祉大学が社会福祉学部と看護学部があるというのは、ある意味では、私から見れば羨ましい限りです。私の大学は、イギリスのサザンプトン大学と姉妹校です。サザンプトン大学では、ポーツマス大学と連携して、なんと12の専門職種の人たちが、学部の学生の時から合同で授業を受けています。医師、看護師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、薬剤師、栄養士、言語療法士など、12の専門職種です。日本でも同じようにIPE(=Interprofessional Education; 専門職間連携教育)というのが必要だと言って、今、私の大学は新潟医療福祉大学とか札幌医科大学とか、大学を超えて連携しています。そして、医学、看護、理学療法、ソーシャルワークのどういうモジュールで教材で教えたらいいかということも共同で開発をしているところです。そういう意味では、一つの大学の中で社会福祉学部と看護学部ととても恵まれた状況です。日本では青森県立大学とか埼玉県立大学とか神奈川県立大学でそういうものをかなり取り組みはじめています。

日本でも日本保健医療福祉連携教育学会というのが作られました。是非入っていただきたいと思いますが、

私も今その副会長をやっております。もう医学教育、看護教育、理学療法士教育、社会福祉教育が一緒にならなくちゃいけない時代なのです。従って13科目を学んでいけばいいなんて時代ではありません。今の3年生は旧課程で13科目を学んできてしまいましたけれども、もうこれから先はそれでは間に合いません。ですから、新しい仕組みに基づいたカリキュラムできちんと学んで欲しいなあと思っているわけです。

そういうソーシャルワークを展開できるのはどこでしょう。従来、大学ではソーシャルワーク教えても、どこで仕事するのか教えてくれなかったのですね。仕事の方は従来の枠組みでやっていて、仕事と大学の教えることが上手く連動してなかったという問題があります。

私は、これからは市町村という地域を基盤にしてコミュニティソーシャルワークという機能が発揮できる、そういうシステムを作ることだと思う。先程、労働経済学的な金銭給付の時代にはいつも国が悪い、厚生労働省が悪いと言っているが、今はそうじゃありません。大学の先生方の中にも多くは厚生労働省が悪いのだとか相変わらず言う人がいます。依存的なのです。そうじゃなくて、1990年以降は市町村でやれるわけです。私は市町村の条例でいろんなものを作ってもらいました。だから、国の制度が変わらなくなったって、条例でやれるわけです。国の法律に、こういうことをしてはいけないという法律があれば別ですけど、それ以外は条例でやろうと思えばいろんなことができるわけです。ですから、地域保健福祉審議会を条例で作ってもらいました。福祉事務所も条例で再編してもらいました。そういうことがやれるわけです。

今、介護保険の中心になっている地域包括支援センターのモデルは、長野県茅野市にあります。人口5万7千の長野県茅野市に福祉事務所1つ、保健師さんの保健課が1つあったのを4つの保健福祉サービスセンターを作って、福祉事務所の職員も保健師さんも社協の職員も全部4つの保健福祉サービスセンターに配属してもらったわけです。行政のソーシャルワーカーと社協のソーシャルワーカーと保健師さんがチームを組んで地域に出張って問題を発見し、チームを組んでアセスメントをし、チームで援助方針を立て、活動するわけです。それが地域包括支援センターのモデルです。

同じ様に、東京都の児童福祉審議会で、私は子ども家庭支援センターを今から15年前に作っております。それは地域包括支援センターと同じ要領です。保健師、

保育士、ソーシャルワーカー、そういう人たちがいて、子どものために家庭支援のケアマネジメントをやりましょう、在宅福祉サービスを提供しましょう、ピアカウンセリングとそのピアグループを組織化しましょう、地域の子育て支援ネットワークを作りましょうと、総合的にやって行きます。また、同じ頃地域の受け皿が必要だということで民生委員さんの中に主任児童委員制度を作ってもらいました。あれも私の提案です。そういうことを国の法律が変わらなくてもできるわけです。

ですから私は、関西福祉大学は赤穂市と提携をして、この兵庫の西の部分の市町村と提携をして、福祉大学が持っている知識、人材を活用して、全国の冠たる地域福祉システムを創ってもらえるわけです。自分たちが学んで地域と関わっていく、そのためには住民の意識を変えなくちゃいけないです。住民は何でもかんでも行政に文句言っただけで行政にやらせればいいのかと思ってきましたし、行政の職員はそれで長い間住民からいじめられたものですから、地域に出張することを嫌がっちゃう。変えるしかない、変えて地域に出張って一緒につくり上げて行きましょう。ソーシャルサポートネットワークなんてどう見たって行政でできませんよ、その代り行政の方は条例でシステムを作ってくださいよと、いいシステムができれば、関西福祉大学の優秀なソーシャルワークの資格を取った人をちゃんと送り出せますよ。そういう循環ができる時代になっているのだということです。

こういうことが大学の地域貢献、社会貢献にもつながるのではないだろうか。それは地域福祉計画をどうするかということではないかということです。住民にいくら説教しても、住民は変わりません。自分の具体的な生活に即しているようなことを発見し考えた時に住民の方々は変わるわけです。もう限りなく地域に入って住民の方々と一緒に汗をかくしかないんじゃないでしょうか。私は人口10万の山形の鶴岡市で、133ヶ所で住民座談会をさせていただきました。2,100人の住民が参加をしてくれました。住民の方々の問題提起として5,300枚カードが集まりました。その1枚1枚のカードをどうしようか皆で話し合いました。これはいくら住民が頑張っても行政がやるしかない、これは行政に言ったって無理、住民が頑張るしかない、これは住民と行政が協働してやるしかない、住民の力って大変なものです。

そういう意味では、教室の中、研究室の中だけに先生方がいてはいけません、学生と一緒に地域に入ってもらって、地域にどういう問題があるか、一緒

に発見し、考えていく、それがいわばソーシャルワーク実践そのものです。その結果を地域福祉計画にいわばまとめていくということがあれば、関西福祉大学がこの地域において果たす役割が非常に大きくなってくるのではないかと思っています。

いずれにせよ、全国147の福祉系の4年制大学が大いに頑張ることが、21世紀の日本の社会福祉を全国津々浦々から草の根から豊かにするのだということを祈っておりますので、学生の皆さんしっかり勉強して、先生方と一緒に地域に入って、豊かな地域づくりをしていただければということを願っております。有り難うございました。

レジュメ

「地域福祉における社会福祉教育の課題—社会福祉専門職の地位向上を求めて」

日本社会事業大学 大橋謙策

(はじめに)

I. 『地域における「新たな支え合い」を求めて——住民と行政の協働による新しい福祉』(2008年3月31日)が出された意味と内容

- ① 自然発生的, 無意識的, 伝承的地域の支え合いから今日的生活問題を基軸にした新たな支え合いの構築
- ② 救貧的社会福祉観からの脱却と新たに求められる新しい社会哲学, 社会システム
- ③ 住民と行政によるパートナーシップによる地域・社会づくりと専門職としての触媒機能

II. 「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正と新しい社会福祉士教育の考え方

- ① 社会福祉士の定義の改正
- ② ソーシャルワークと地域福祉システムを軸にしたカリキュラムの構造
- ③ 属性分野毎の制度論理解から社会資源として活用するサービス論の理解
- ④ 新しくソーシャルワーク機能が求められている領域と社会福祉士への期待
- ⑤ 国会の付帯決議と専門社会福祉士の検討
- ⑥ 地域自立支援におけるチームアプローチとIPE・IPW

III. 「新たな支え合い」づくりを進めるための機能——コミュニティソーシャルワーク機能

- ① 地域にある顕在化している課題の確認と潜在化している課題の掘り起こし機能
- ② 地域の生活課題と自分の生活課題との「橋渡し」と住民の認識の共有化機能
- ③ 問題解決に有効な既存のサービスの点検と不足の場合の新しい福祉サービスの開発機能
- ④ 地域自立支援における生活全体を包括するケアシステムの確立とチームアプローチにおける連絡調整(コーディネーター)機能
- ⑤ 個別支援計画立案における個別ネットワーク会議の開催と制度的サービスに近隣住民の「ご近所の底力」(ソーシャルサポートネットワーク)を結びつける機能

IV. 市町村においてソーシャルワークを展開できるシステムづくりと地域福祉計画の位置

- ① 社会福祉における地方分権化と市町村の役割及び市町村職員の力量と地域福祉計画
- ② 市町村の地域福祉計画づくりとコミュニティソーシャルワークを展開できるシステムづくり
- ③ 市町村における社会福祉職能専門団体の役割と機能—社会福祉専門職の地位向上

資料

社会福祉士受験に必要な「指定科目」に対する本学の開講科目対照表
(平成21年度入学生)

領域	授業科目 (22科目)		本学開講授業科目		備考	単位
	科目名	備考	科目名	備考		
人・社会・生活と福祉の理解に關する知識と方法	人体の構造と機能及び疾病の発症と予防に關する知識と方法	うち1科目選択	医学知識 I	うち1科目選択	2	
	心理学理論と心理的支援		心理学 I		2	
	社会学理論と社会システム		社会学 I		2	
	現代社会と福祉		社会福祉学原論 I		2	
	社会調査の基礎		社会福祉学原論 II		2	
	相談援助の基礎と専門職に關する知識と技術		社会福祉学概論 I		2	
	相談援助の理論と方法		社会福祉学概論 II		2	
	相談援助の理論と方法		社会福祉援助総論		2	
	相談援助の理論と方法		社会福祉援助各論 I		2	
	相談援助の理論と方法		社会福祉援助各論 II		2	
地域福祉の理解に關する知識と技術	地域福祉の理論と方法		地域福祉論 I		2	
	地域福祉の理論と方法		地域福祉論 II		2	
	福祉行政と福祉計画		社会福祉行政論		2	
	福祉サービスの組織と経営		社会福祉管理論		2	
	社会保険		社会保険論 I		2	
	社会保険		社会保険論 II		2	
	高齢者に対する支援と介護保険制度		高齢者福祉論 I		2	
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度		高齢者福祉論 II		2	
	児童や家庭に対する支援と児童や家庭福祉制度		障害者福祉論 I		2	
	児童や家庭に対する支援と児童や家庭福祉制度		児童福祉論 I		2	
サービスに關する知識	低所得者に対する支援と生活保護制度		公的扶助論		2	
	保健医療サービス		医療福祉論		2	
	就労支援サービス		就労支援論		1	
	権利保護と成年後見制度		権利擁護論	うち1科目選択	2	
	更生保護制度		司法福祉論		1	
	相談援助演習		社会福祉演習 I		2	
	相談援助実習指導		社会福祉演習 II A		4	
	相談援助実習指導		社会福祉演習 II B		4	
	相談援助実習指導		社会福祉実習指導 I		1	
	相談援助実習		社会福祉実習指導 II		1	
相談援助実習		社会福祉実習		4		

(注1) 社会福祉士国家試験のための単位取得証明は、すべて「指定科目」に読み替えて発行します。

(平成20年度以前の入学生)

領域	指定科目 (16科目)		本学開講授業科目		備考	単位
	科目名	備考	科目名	備考		
知識領域	社会福祉原論		社会福祉学概論 I		2	
	老人福祉論		社会福祉学概論 II		2	
	障害者福祉論		老人福祉論		2	
	児童福祉論		障害者福祉論		2	
	社会保険論	うち1科目選択	児童福祉論		2	
	公的扶助論		社会保険論 I		2	
	地域福祉論		社会保険論 II		2	
	社会福祉援助技術論		公的扶助論		2	
	社会福祉援助技術演習		地域福祉論		2	
	社会福祉援助技術演習		社会福祉援助技術論 A		4	
技術領域	社会福祉援助技術演習		社会福祉援助技術論 B		4	
	社会福祉援助技術演習		社会福祉援助技術演習 A		4	
	社会福祉援助技術現場実習		社会福祉援助技術演習 B		4	
	社会福祉援助技術現場実習		社会福祉援助技術現場実習		4	
	社会福祉援助技術現場実習指導		社会福祉援助技術現場実習指導		1	
	社会福祉援助技術現場実習指導		社会福祉援助技術現場実習指導		1	
	心理学	うち1科目選択	心理学		2	
	社会学		社会学		2	
	社会学		社会学		2	
	社会学		社会学		2	
関連知識領域	法学		法学 I (国際法を含む)		2	
	医学		医学		2	
	介護		介護		4	
	介護		介護		2	

(注1) 社会福祉士国家試験のための単位取得証明は、すべて「指定科目」に読み替えて発行します。
 (注2) 18年度入学生より、心理学、社会学、法学は「Ⅰ」に科目分割されています。
 (注3) 20年度入学生より、社会学、社会学、社会学は「Ⅰ」に科目分割されています。
 関係、地域福祉例は「Ⅰ」に科目分割されています。

